最終更新日：2017年12月22日

PCIホールディングス株式会社
代表取締役社長 原口 直道
問合せ先：管理本部 経営企画室　03-5633-7940
証券コード：3918
http://www.pci-h.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループでは、当社の企業理念である「我々は、お客様の満足を通じて全社員の幸せを追求し、そして社会の発展に貢献します」を追求しております。当社グループの継続的な企業価値の向上のために、健全で透明性の高い経営管理システムを確立し、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることが、ステークホルダーに対する重要な責任と考えて行動してまいります。
コーポレート・ガバナンスの実効性を一層強化するため、経営の健全性、適正なリスク管理、内部統制、コンプライアンスへの取組みを徹底し、当社グループに対する信頼性向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4　株主総会における権利行使（議決権の電子行使・招集通知の英訳）】
当社は、株主総会の議決権の電子行使や招集通知の英訳は、海外投資家比率が相対的に少ないことから、効果に対する費用等を勘案し実施しておりません。今後、機関投資家や海外投資家の株式保有比率を注視し、一定の割合になった段階で議決権電子行使プラットフォームの利用等や英文招集通知の発行も検討してまいります。

【補充原則4－1－3　取締役会の役割・責務（1）（最高経営責任者等の後継者計画の監督）】
当社の取締役会は、現在、最高経営責任者等の後継者計画についての具体的な監督を行っておりません。実際の最高経営責任者の選定では、随時変化する経営環境と候補者の人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定する等、透明性・公平性の高い方法で取締役会において十分に議論を行ってまいります。

【原則4－2及び補充原則4－2－1　取締役会の役割・責務（2）（経営陣の報酬とインセンティブ）】
当社の取締役の報酬のうち、役員賞与については業績連動により決定しておりますが、中長期的な業績と連動する報酬や自社株による報酬制度は設けておりません。経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うことの必要性は認識しており、今後適切な方法を継続的に検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
1．当社の政策保有に関する方針
当社が今後も成長を続けていくにあたっては、様々な企業との協力関係が不可欠です。
政策保有株式としての上場株式を保有する場合は、業務提携、本業の取引の強化・拡大等により、売上と利益の拡大、企業価値の向上が見込まれる場合に保有することを基本的な方針としております。
2．保有にあたっての検証
株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮ることとしております。
3．当社の政策保有株式の議決権行使の基準
当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、提案されている議案について、株主価値の毀損につながるものでないかを確認いたします。そして、投資先企業の状況等を勘案した上で、賛否を判断し議決権を行使いたします。議案の趣旨確認等、必要がある場合には、投資先企業と対話を行うこととしております。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社グループでは、一般株主の利益保護の観点から、原則として関連当事者等との取引を行わない方針としており、当社グループ全役員について、就任時及び事業年度末毎に関連当事者取引の有無について調査及び監視を行っております。但し、止むを得ず、関連当事者等との取引を行う場合は、取締役会にて審議の上、監査役の意見も徴した上で当該取引の開始の可否を決議することとしております。また、取引結果については取締役会への報告を義務付け、関連当事者等との取引が継続的な取引となる場合には、監査役監査の対象とし、定期的に確認することとしております。

【原則3－1　情報開示の充実】
（1）当社の企業理念、経営戦略につきましては当社ウェブサイト等にて開示しておりますのでご参照下さい。（http://www.pci-h.co.jp/）
（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び方針につきましては、本コードの各原則を踏まえ、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しておりますのでご参照下さい。
（3）当社は、「役員報酬・退職慰労金・功労金等に関する細則」を制定し、取締役の報酬については、株主総会で決議されている報酬総額の限度内において取締役会で決定し、監査役の報酬については、株主総会で決議されている報酬総額の限度内において監査役間の協議の上決定する旨を定めております。なお、取締役の報酬は会社の業績及びグループ全体の業績を勘案、あるいは本人の実績に応じ算定され、取締役会にて決議・決定されます。
（4）新任役員候補の選任に関しては、代表取締役社長が当社グループの経営戦略や当社が置かれている経営環境等を勘案し、その経験、見識、専門性・多様性の確保等を総合的に評価・判断した上で推薦し、現取締役会メンバーによる協議、合意を経て、取締役会で決定しております。
（5）取締役及び監査役の選任理由につきましては、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類にて開示しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4－1－1　取締役会の役割・責務（1）（経営陣に対する委任の範囲）】

経営の意思決定機関としての取締役会においては、法令・定款並びに取締役会規程に定められた事項等当社の重要事項等を決定しております。また、経営陣に委ねる範囲についても取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等において、取締役会の決議事項、代表取締役社長、各取締役、各部門の職務権限を明確化しております。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、10名の取締役のうち2名が独立社外取締役です。独立社外取締役2名は、それぞれ金融、財務、企業経営、IT関連事業等に精通した専門家であり豊富な経験と知識を有しており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するような役割・責務を果たすべく、適切な助言が得られるものと考えております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の独立性判断基準としては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に合致していることとしております。独立社外取締役の候補者選定にあたっては、当社の経営に率直かつ建設的な助言をしていただける豊富な経験、専門性、高い見識を重視しております。

【補充原則４－11－１　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件（取締役会の全体構成についての考え方と取締役選任に関する方針・手続き）】
当社の取締役会は、定款で定める取締役15名以内の員数の範囲内で、当社グループの業務に精通した社内取締役と豊富な経験と高い見識を有する社外取締役とをバランスよく組み合わせて、取締役会全体としての知識・経験・能力を幅広く有した構成となるよう、専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成しております。新任取締役候補の選任に関しては、代表取締役社長が当社グループの経営戦略や当社が置かれている経営環境等を勘案し、その経験、見識、専門性・多様性の確保等を総合的に評価・判断した上で推薦し、現取締役会メンバーによる協議、合意を経て、取締役会で決定しております。

【補充原則４－11－２　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件（取締役・監査役の兼任状況）】
他の上場会社における役員の兼任等、当社役員の重要な兼職の状況については、定時株主総会招集通知や有価証券報告書において毎年開示しております。他の法人や団体の役員に就任する際には、原則として、取締役会への報告や承認を要することとしており、当社役員としての役割・責務を適切に果たせる状況にあるか、確認する体制となっております。

【補充原則４－11－３　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件（取締役会の実効性に関する分析・評価）】
当社の取締役会は、社外取締役や社外監査役も含めた発言・質疑応答・議論の状況から、その実効性は保たれていると判断しております。取締役会全体の実効性についての分析・評価につきましては、定期的に各取締役による自己評価を含めた分析・評価を実施し、取締役会の実効性、機能の向上に努めております。分析・評価結果の概要の開示につきましては、今後の検討課題といたします。

【補充原則４－14－２　取締役・監査役のトレーニング（取締役・監査役に対するトレーニングの方針）】
当社は、取締役及び監査役がその役割・責務を十分に果たすのに必要なトレーニングの機会へ積極的に参加できるように支援することを基本的な考え方としております。当社または各自が加盟する団体のセミナーや勉強会、交流会に参加する際の費用や外部セミナー受講等の費用につきましては、会社に請求できるようにしております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、グループ戦略室をIR担当部署として社長が統括してIR活動を積極的に推進しております。IR活動に必要な情報は、各部署及び各子会社から情報を収集し取りまとめております。また、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、合理的な範囲内で真摯に対応し、対話を通じて株主から得られた要望等の情報の共有を図っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社Y＆U	327,200	8.65
ＰＣ!ホールディングス従業員持株会	195,223	5.16
関谷　恵美	154,600	4.09
株式会社三菱総合研究所	96,000	2.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	86,700	2.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	74,000	1.96
上田八木短資株式会社	66,100	1.75
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	61,874	1.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	61,700	1.63
楽天証券株式会社	56,500	1.49

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記大株主の状況は平成29年９月30日時点のものであります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂本　忠弘	他の会社の出身者											
髙原　明子	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂本　忠弘	○	―	財務省主計局、金融庁監督局等の経歴を有しており、その豊富な経験と幅広い見識から、当社経営の適正な運営について助言及び意見を得るために、選任しております。 また、当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

髙原　明子	○	―	インターネットを活用した様々な事業のスタートアップに携わり、サービス企画・業務設計、資金調達、監査業務等のビジネスサイドの経験、実績をはじめとした専門性を有していることから、当社経営戦略上有用な意見・助言への期待、業務執行の監督を目的として選任しております。 また、当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役 員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室は定期的に会合を設け、各々の監査計画、監査実施状況等について情報・意見交換を行っております。また、監査役は各四半期終了後に会計監査人と定期的な会合を行う他、必要に応じて随時意見交換を行っております。加えて、監査役、内部監査室及び会計監査人との三者で行う会合を半期に一度以上行うこととしており、より一層の相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮原　譲	他の会社の出身者													
田口　邦宏	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

宮原　譲	○	―	情報サービス業界に対する知見と豊富な経験等を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。また、当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
田口　邦宏	○	―	公認会計士としての財務・会計に関する専門知識、経験等を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 また、当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることによる企業価値・株主価値の向上を目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員に対し、業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、当社の企業価値・株主価値の向上を目的としてストックオプションを付与しております。
なお、「その他」については、当社取引先等協力者であります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、「役員報酬・退職慰労金・功労金等に関する細則」を制定し、取締役の報酬については、株主総会で決議されている報酬総額の限度内において取締役会で決定する旨を定めております。監査役の報酬については、株主総会で決議されている報酬総額の限度内において監査役間にて協議のうえ全員一致をもって決定する旨を定めております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、経営企画室及び財務・経理室で行い、社外監査役へのサポートは、内部監査室、経営企画室、及び財務・経理室で行っております。
取締役会の資料は、原則として取締役会事務局より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討できる時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外取締役に対しては、取締役会事務局より重要会議の議事、結果を報告しております。社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査・会計監査・内部監査間の情報共有を促進しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。なお、提出日現在の当社の当該体制の概略図は添付の模式図をご参照ください。

（取締役会）
当社の取締役会は、全取締役10名（内、社外取締役2名）により構成されており、定時取締役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会では、当社グループ全体の企業価値向上を目指した経営を推進することを目的として、法令、定款及び取締役会規程に定める事項を決議するとともに、取締役相互間の職務執行を監督しております。

（常務会）
当社では意思決定の迅速化を図るため、社長、当会社の各本部を所管する取締役及び常勤監査役によって構成される常務会を設置しております。常務会は原則月1回以上、必要に応じて随時開催し、取締役会の委任を受けた範囲において、経営上の重要事項を審議するとともに、その結果を取締役会に報告、もしくは付議しております。

（監査役会）
当社の監査役会は、常勤監査役1名（社外監査役）と非常勤監査役2名（内、社外監査役1名）で組成し、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。監査役は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、取締役会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる他、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役員・従業員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

（内部監査室）
当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は4名で構成され、内部監査年度計画に従い、業務執行の合理性・効率性・適正性・妥当性等について当社全部門、全子会社を対象に監査しております。監査結果は、代表取締役社長に報告され、被監査部門責任者に改善事項の指摘を行い、フォローアップ監査により改善状況のモニタリングを実施しております。

（コンプライアンス・リスク管理委員会）
当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、原則四半期に1回以上、必要に応じて随時開催することとしております。当委員会は代表取締役社長が委員長となり、コンプライアンス・リスク管理担当取締役、顧問弁護士及びグループ子会社の各担当が委員を務め、監査役がオブザーバーとして出席しております。当委員会では、当社グループのコンプライアンス推進のための社内体制の整備、規則・ガイドラインの策定、社内教育等各種施策の実施、並びに当社グループの業務執行におけるリスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関して協議を行い、具体的な対応の検討等、全社的なコンプライアンス・リスク管理体制の強化を図っております。

（顧問弁護士）
当社は、法律上の判断を必要とする事項につきましては、顧問弁護士に相談し、必要に応じてアドバイスを受け、検討・判断しております。

（会計監査人）
当社は、三優監査法人と監査契約を締結し、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、必要に応じて適宜適切な監査が実施されております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営監督機能を強化することが、コーポレート・ガバナンスの充実に資するものであると考えております。当社は、監査役会設置会社形態を採用しており、業界・会計等の専門性を有した社外監査役を含めた監査役による独立かつ客観的な立場からの経営監視機能が有効であると判断しております。また、企業経営に関する経験と見識を有する社外取締役を招聘し、業務執行の公正性を監督する機能を強化しており、取締役会に対する独立した立場からの意思決定の妥当性を確保するための助言等を通じて、取締役会の監督機能強化を図っております。
当社は、上述のとおり外部からの経営監督機能を有効とするコーポレート・ガバナンス体制が整備されているものと考え、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早いタイミングで発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、9月30日決算のため、定時株主総会は12月に開催しております。そのため、集中日の問題は回避できていると認識しております。また、一般的な年末の行事との重複を避け、早期の開催を予定しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
その他	株主総会招集通知の発送に先立って、当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRサイトにおいて掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに、定期的に決算説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、定期的に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIRウェブサイトを開設し、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書その他開示資料を適時掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	グループ戦略本部グループ戦略室をIR担当部署としており、IR活動を推進しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	PCIグループ行動規範及びPCIグループ行動指針において、各ステークホルダーの立場の尊重について定めます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、飢餓と貧困の撲滅を使命に活動する国連の食糧支援機関である国連WFPの活動に賛同し、その民間協力の支援窓口である国連WFP協会を評議員として支援しているほか、「国境なき医師団」への寄付や「Dolphin Breeding Project（イルカ繁殖プロジェクト）」を通じた社会貢献をしております。 当社グループは、経営理念として「我々は、お客様の満足を通じて全社員の幸せを追求し、そして社会の発展に貢献します」を掲げており、この実現のため、今後も積極的にCSR活動を展開していく予定であります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家・地域社会をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、当社への投資価値を的確に判断できるよう、当社の経営方針・方向性、事業活動内容、財務情報等に関する情報を公平かつ適時・適切に提供することを基本方針としております。
その他	当社は、取締役に女性を1名登用しております。また、従業員として女性の活用を積極的に推進しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。
当社及び当社グループの内部統制システムの概要は以下のとおりであります。

1．当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社グループは、コンプライアンスとリスク管理（以下、損失の危険の管理を「リスク管理」という）を表裏一体のものと認識し、経営上の最重要課題と位置付ける。
(2)コンプライアンス・リスク管理に係る組織として、当社グループに一つのコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、また、当社グループ各社に「コンプライアンス・リスク管理規程」その他コンプライアンス・リスク管理に係る規程等を制定する。
(3)コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社の社長を委員長、コンプライアンス・リスク管理担当取締役を副委員長とし、法務担当、顧問弁護士及びグループ各社のコンプライアンス・リスク管理委員から成る組織とし、当社監査役がオブザーバーとして出席する。
(4)コンプライアンス・リスク管理委員会は以下の職務を行う。
イ．コンプライアンス・リスク管理意識の確立、徹底
ロ．当社グループのコンプライアンス、リスクの分析、その対策の立案、コンプライアンスを維持・推進するための体制整備、教育の立案
ハ．当社グループのリスクの収集、その一元管理、分析評価、対応等の整備
ニ．.コンプライアンス・リスク管理に係る当社常務会への報告、あるいは諮問
ホ．その他個別に定める事項
(5)当社にコンプライアンス・リスク管理担当取締役を任命し、コンプライアンス・リスク管理を統括せしめ、当社グループのコンプライアンス・リスク管理の取組みを横断的に統括させる。
(6)当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として「ＰＣＩグループ行動規範」を定め、実践する。
(7)当社グループは、その役員及び使用人に、企業理念、ＰＣＩグループ行動規範、コンプライアンスの骨子、コンプライアンス通報方法・通報先等を記載した「ＫＯＫＯＲＯＥ」を配布し、勤務中は常時携行することを義務付け、適宜それを閲覧することにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
(8)法令及び定款に違反する行為等を使用人等が発見した場合の報告体制として、当社監査役、当社子会社の監査役、顧問弁護士を含む内部通報制度を設置する。
(9)当社グループ各社において、使用人が法令又は定款に違反する行為を行ったと判断した場合、当該会社のコンプライアンス担当部署からコンプライアンス・リスク管理委員会委員長もしくは副委員長に通報する。通報を受けたコンプライアンス・リスク管理委員会委員長もしくは副委員長は、当該会社に事実関係の調査を指示し、コンプライアンス・リスク管理委員会委員長が、当該行為が法令又は定款に違反すると認めた場合には、当該会社の人事担当に通報し、人事担当は社内規程に従い当該使用人の処分の手続きを行う。なお、当該行為が法令又は定款に対する重大な違反行為であるとコンプライアンス・リスク管理委員会委員長が判断した場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会を招集し、当該調査を行い、当該行為が法令又は定款に違反すると認めた場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会は、当該会社の人事担当に通報し、人事担当は社内規程に従い当該使用人の処分の手続きを行う。役員が法令又は定款に違反する行為を行った場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会が事実関係の調査を行い、当該行為が法令又は定款に違反すると認めた場合には、当該会社の取締役会に通報し、当該取締役会は具体的な処分を決定する。
(10)当社グループ各社で反社会的勢力への対応に関する基本方針を定め、警察等の外部機関とも適切に連携しつつ反社会的勢力に毅然として対処し、反社会的勢力による被害の防止を含め一切の関係を遮断するための組織体制その他の内部管理体制の確保、向上を図る。
(11)当社子会社を管理するため、当社の取締役会が定める「グループ会社管理規程」を制定し、当社取締役会あるいは常務会により、当社子会社のリスク管理と適切な意思決定状況を管理監督し、当社子会社の業務の執行状況のリスク管理を行う。
(12)当社グループに不測の事態が発生した場合には、当社に、コンプライアンス・リスク管理規程に定める「危機対策本部」を設置し、損害の拡大を防止し、最小限に止める体制を整える。
(13)業務執行部門から独立した内部監査部門である当社の内部監査室が、業務監査の一環として、「内部監査規程」に基づき、当社グループ各社のコンプライアンス・リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。これらの活動は、定期的に当社の取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)当社の取締役会、常務会等の議事録、並びに報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類（電磁的記録も含むものとする）については、文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
(2)当社の取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を、取締役の中から任命し、当該責任者は、情報の保存及び管理の状況について監視・監督する。

3．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社及び当社子会社の取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、当社グループ各社に取締役会規程の他、組織規程、業務分掌規程、常務会運営規則（「常務会運営規則」は当社のみが制定する）、職務権限規程、稟議規程を制定する。
(2)当社グループ経営全般にわたっての迅速な意思決定を可能とするため、重要事項の協議・意思決定機関として、取締役会の他、当社に常務会を設置し、定期的に開催する。
(3)当社は、3事業年度を期間とする当社グループの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標、予算配分等を定める。
(4)当社にグループ戦略本部を設置し、当社グループ全体の経営戦略の策定等を行う。
(5)当社子会社の財務・経理事務は共通の経理システムを導入し当社で行うと共に、資金調達・運用は当社において行う。

4．当社子会社の取締役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)グループ会社管理規程において、経営成績、財務状況、一定の経営上の重要事項を定め、当社常務会、あるいは取締役会への報告あるいは決議・承認を義務付ける。
(2)当社子会社の代表取締役社長は、原則当社の取締役がこれに当たり、担当する子会社で重要事項が発生した場合には当社取締役会での報告を義務付ける。
(3)定期的に当社グループ各社の管理本部長による連絡会議を開催し、グループ会社間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化

を図る。
(4)当社のコンプライアンス・リスク管理担当取締役は、当社子会社の取締役会の他、重要な会議に出席する。
(5)当社内部監査室は「内部監査規程」に基づき、当社子会社を監査する。

5. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項、及び当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)当社監査役から監査の職務を補助する使用人を求められた場合には、監査役と協議の上、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。
(2)当該使用人の任命・異動・評価・懲戒は、監査役会に事前の同意を得ることにより、当社取締役会からの独立性を確保するものとする。また、当該使用人は他部署の使用人を兼務させず、もっぱら監査役の指揮命令に従わせる。
(3)当該使用人は監査役の指揮命令に従う旨、及び監査役の指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象になる旨を定める。

6. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当社子会社の取締役、監査役、使用人から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制、これら報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する為の体制
(1)当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項、法令等の違反行為、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、当社監査役又は監査役会に速やかに報告する。前記にかかわらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
(2)当社内部監査室は定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
(3)当社監査役は、当社グループのコンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、コンプライアンス、リスク管理の状況を把握する。
(4)当社監査役は取締役会に出席する他、当社の常勤監査役、重要な子会社の監査役は、常務会、予算会議等、重要会議に出席する。
(5)当社グループ各社の監査役1名以上が出席するグループ監査役連絡会を定期的に開催し、当社監査役は当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行状況、コンプライアンス、リスク管理について当社子会社監査役より報告を受ける。
(6)当社監査役会は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
(7)当社グループは、当社の取締役及び使用人、あるいは当社子会社の取締役、監査役、使用人から報告を受けた者が、当社の監査役に当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する為の規定をコンプライアンス・リスク管理規程に定める。

7. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)当社監査役会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受けることを求めた場合、当社は、監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、その機会、その費用の会社負担を保証する。
その他監査役がその職務の執行に関して生ずる費用の支弁を求めた場合、当社は監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認めた場合を除き、その費用を負担する。
(2)その他監査役の職務執行のための環境整備に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「反社会的勢力に対する基本方針」として以下を取締役会の決議により定めております。健全な会社経営のために、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求に断固としてこれを拒絶することを宣言しており、当社グループ全体において意識の徹底・取り組みを行っていくことが重要であると考えております。
1. 当社グループは、取引関係を含め、反社会的勢力との一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力からの不当要求を拒絶します。
2. 当社グループは、反社会的勢力との裏取引および反社会的勢力に対する資金提供を行いません。
3. 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に組織全体として対応し、民事・刑事の両面から法的な手段を講じます。
4. 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察・暴力団追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当社グループは、反社会的勢力の不当要求に対応する役員及び従業員の安全を確保します。

上記方針のもと、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。
当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理本部と定め、常務会において選任された者を不当要求防止責任者として届け出ており、必要に応じて顧問弁護士との対応協議及び警察関係機関への連絡体制を整備し、関係遮断に努めております。
また、反社会的勢力の排除を徹底するために、新規取引先及び取引検討先に対する新聞記事検索による事前調査、既存取引先についても定期的な継続調査を行ったうえで、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づいたチェックリストを用いて反社会性の疑いの有無を確認し、取引の開始時には「反社会的勢力排除条項付契約書」または「覚書」を締結しております。既存取引先が反社会的勢力と関係を有すると判明した場合や疑いが生じた場合、速やかに取引関係を解消する体制を取ることとしております。株主については第三者割当等当社の意思を反映し得る場合、役員については社外招聘者を含め取締役候補者又は監査役候補者とする場合について、事前に上記同様の調査を行い、反社会的勢力関係者の排除に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―

【模式図(参考資料)】

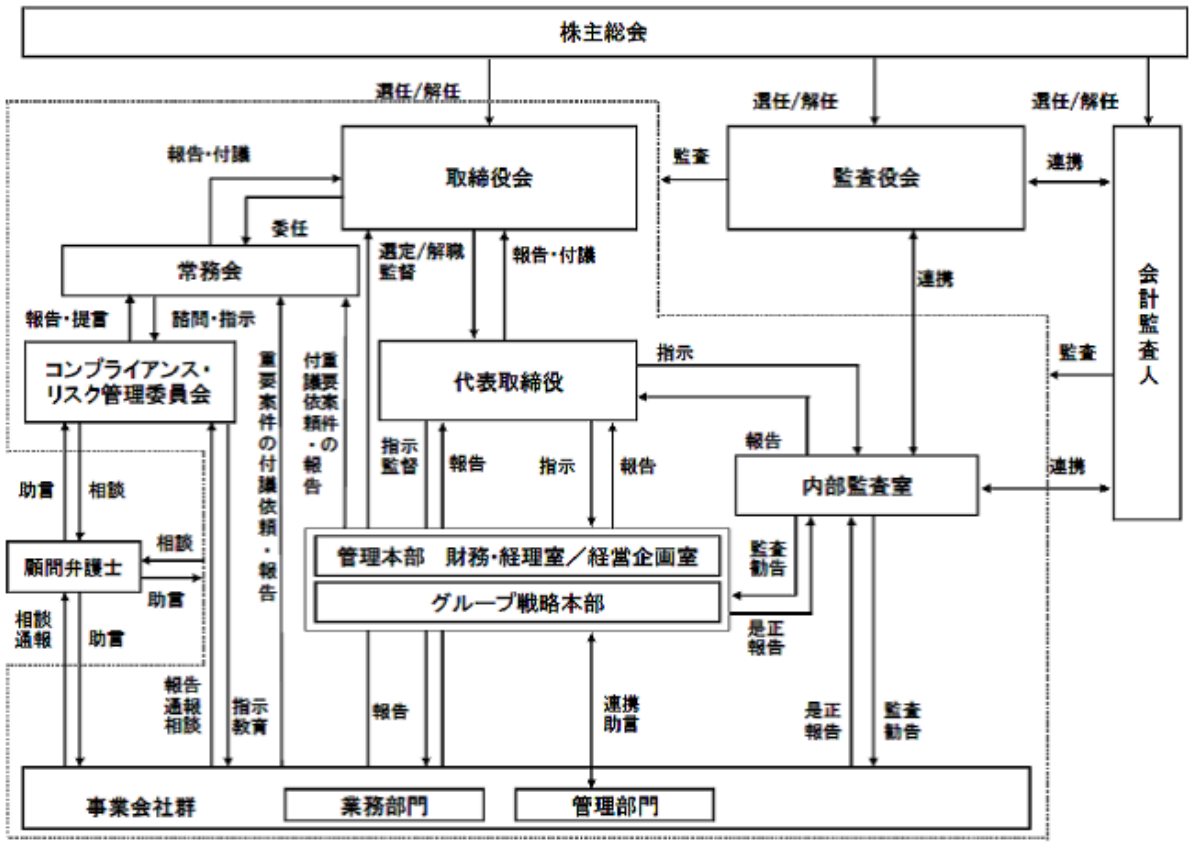

＜当社に係る決定事実・発生事実に関する情報等＞

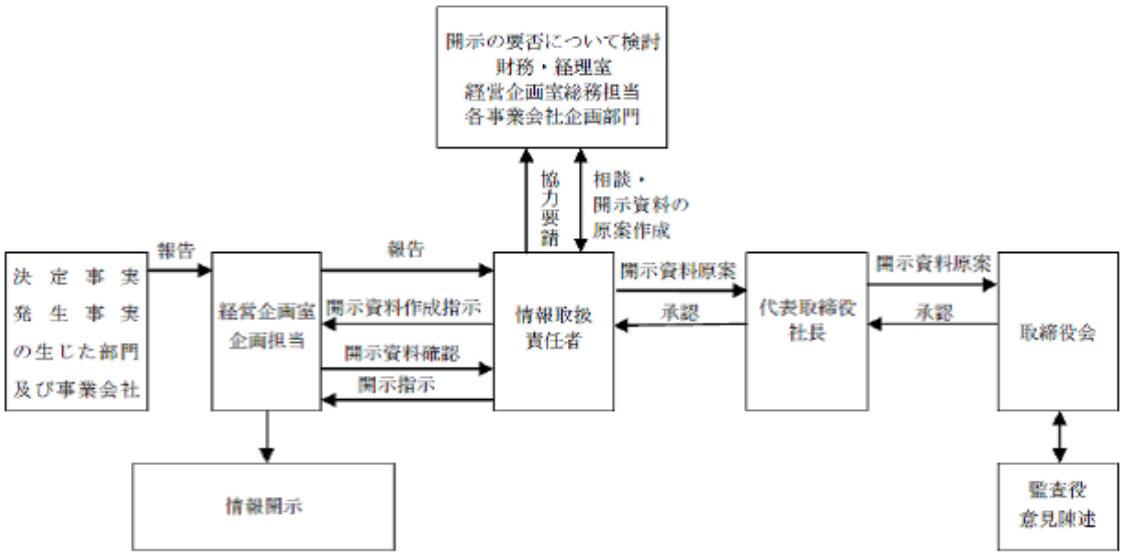

＜当社に係る決算に係る情報等＞

